

三友プラントサービス株式会社
横浜BAY工場プロジェクト

第2分類事業判定届出書の概要

令和5年8月

三友プラントサービス株式会社

本日の説明内容

1. 事業計画の概要
2. 地域の概況及び地域特性
3. 第2分類事業判定届出について

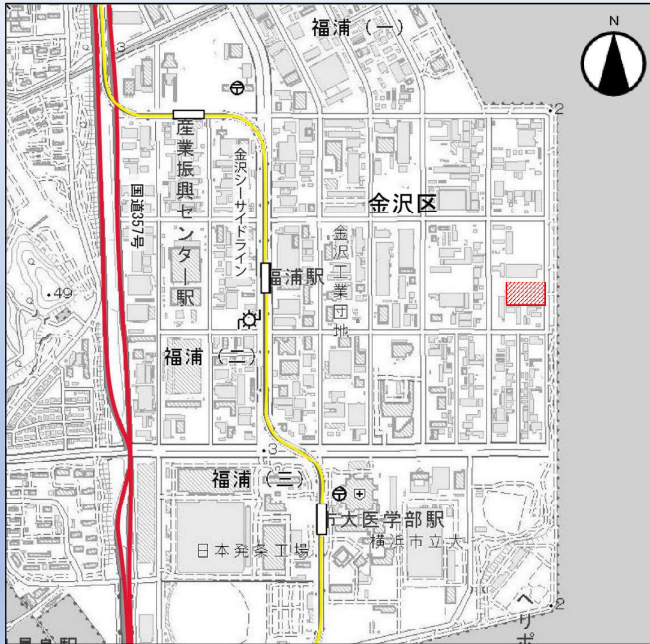
1. 事業計画の概要

3

事業の概要

計画段階事業者の氏名及び住所	三友プラントサービス株式会社 代表取締役社長 小松 和史 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号
事業の名称	三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト
事業の種類及び規模	廃棄物処理施設の建設：焼却施設の新設（第2分類事業） 焼却能力 約98t/日
計画区域の位置	横浜市金沢区福浦二丁目16番の13

計画区域の位置



【概要】

用途地域：工業地域

特別工業地区：金沢産業団地地区

凡例

- 計画地
- 一般国道
- 鉄道

事業の目的

『 持続可能な社会の実現 』

- ◆ 廃棄物の適正処理
- ◆ 脱炭素社会の実現
- ◆ 環境負荷の低減
- ◆ 大規模災害時の災害廃棄物受け入れ

現工場（金沢区幸浦）の老朽化に伴う効率の低下

➡ スクラップアンドビルドにより、最新の制御や機器を導入した
新工場（金沢区福浦）を新設

- ① 排ガス処理設備として、一般的なバグフィルターに追加して洗煙塔を設置
- ② 焼却熱を利用した発電を行い、自家消費電力として利用
- ③ インターネット等を利用し、施設の維持管理状況の記録を公開

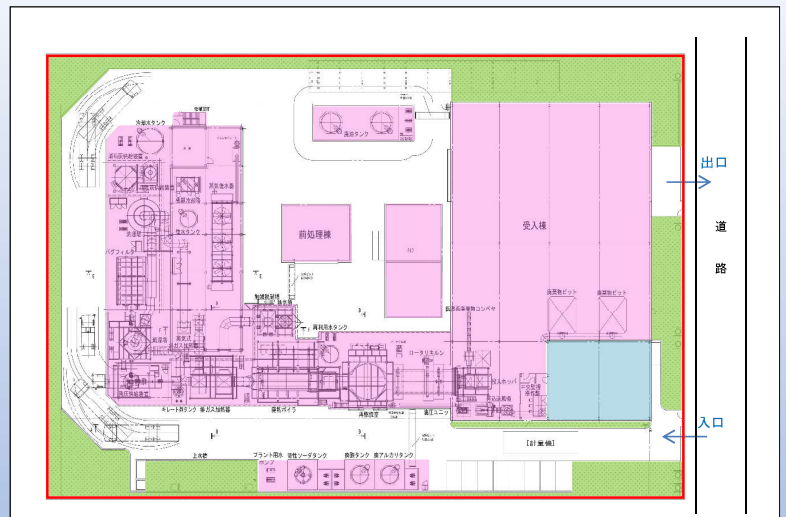
事業計画の内容

計画内容	計画地内にある既存建屋の一部を解体後、新たに新工場を建設。新工場では、焼却と中和・脱水を実施し、新たに一般廃棄物も取り扱う予定。 ※現工場（金沢区幸浦）の産業廃棄物処理施設の廃止は、新工場稼働後に実施予定。
施設の概要	焼却能力 <u>約98t/日（24時間）</u> 発電能力 約650kW（自家消費の5～8割程度） 煙突高さ 約59m 中和能力 約60m ³ /日 脱水能力 約160m ³ /日
工事予定期間	令和6年～令和8年 解体・建設・プラント工事 令和8年～ 供用開始

添付資料 p6, 13～15, 24, 30 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。 7

土地利用計画

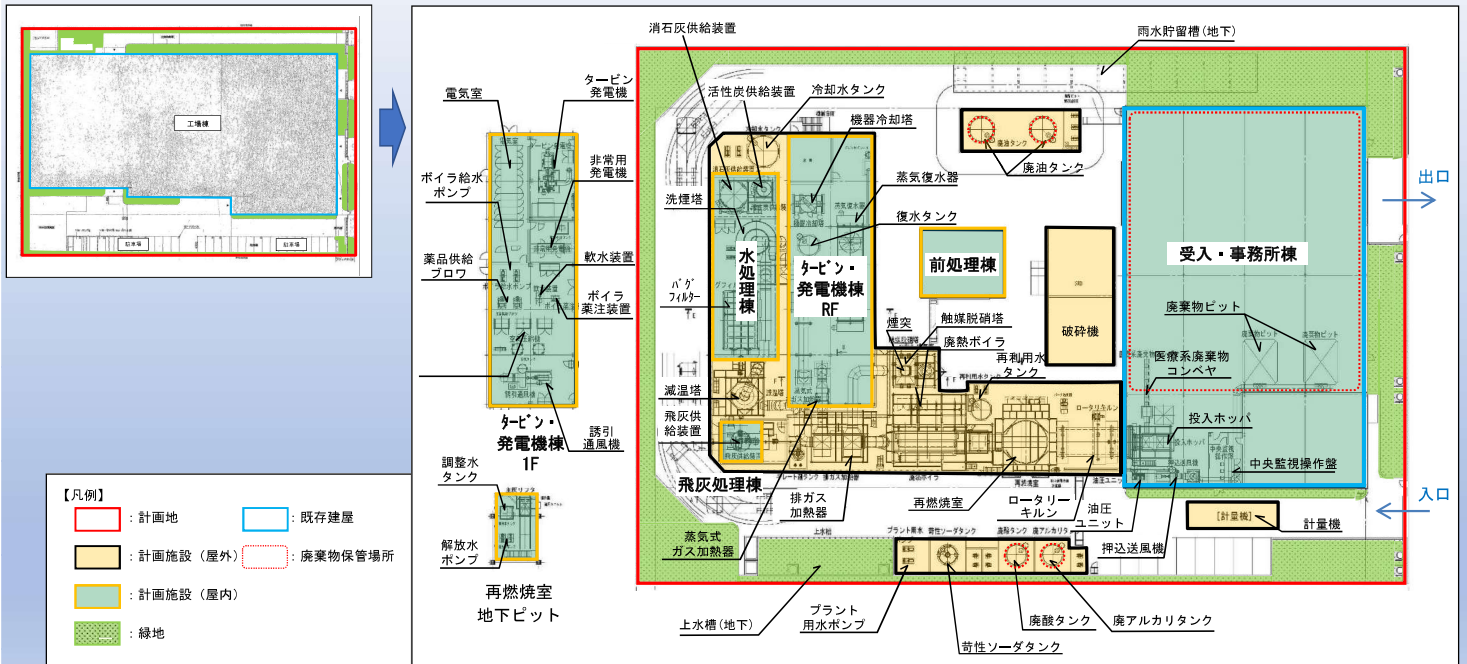
土地利用区分		面積	構成比
施設	プラント (焼却施設、中和施設、脱水施設等)	約3,438m ²	約47%
	事務所	約197m ²	約3%
	小計	約3,635m ²	約50%
搬出入車両スペース等		約2,521m ²	約35%
緑地		約1,106m ²	約15%
合計		約7,262m ²	100%



【凡例】

	: 計画地		: プラント
	: 事務所		: 搬出入車両スペース等
	: 緑地		

計画地の設備配置



添付資料 p11, 16 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

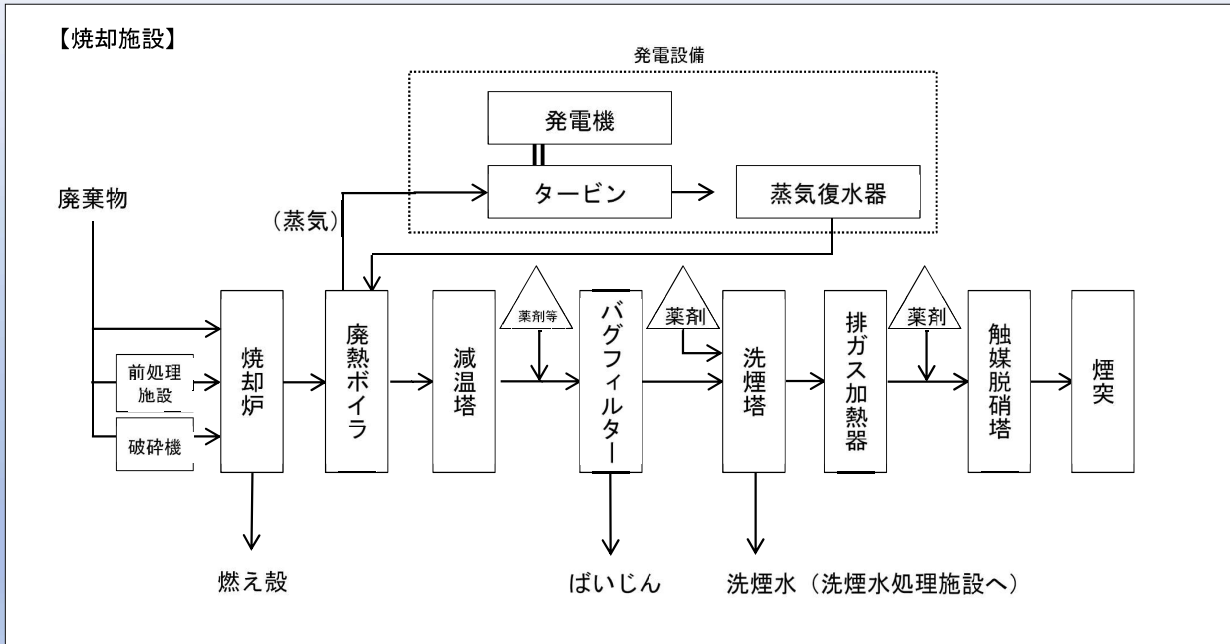
焼却施設の概要

項目		内容	
焼却能力		約98t/日	
処理方式		ロータリーキルン式	
排ガス処理設備	集塵方式	サイクロン機能を有した減温塔+バグフィルター	
	脱硫・脱塩	乾式処理（消石灰）+湿式処理（アルカリ薬剤）	
	脱硝	触媒脱硝（アンモニアガス）	
	ダイオキシン類対策	燃烧制御 + 触媒反応 + 活性炭吸着	
	水銀対策	活性炭吸着	
排ガス諸元			
排ガス量	湿り：53,000 Nm ³ /h 乾き：42,000 Nm ³ /h	水銀	30 μg/Nm ³ (O ₂ =12%)
窒素酸化物	60 ppm (O ₂ =12%)	一酸化炭素	100 ppm
ばいじん	0.02 g/Nm ³ (O ₂ =12%)	ベンゼン	10 ppm
塩化水素	20 mg/Nm ³ (O ₂ =12%)	トリクロロエチレン	50 ppm
硫酸酸化物	20 ppm (O ₂ =12%)	テトラクロロエチレン	50 ppm
ダイオキシン類	0.10 ng-TEQ/Nm ³ (O ₂ =12%)	ジクロロメタン	50 ppm

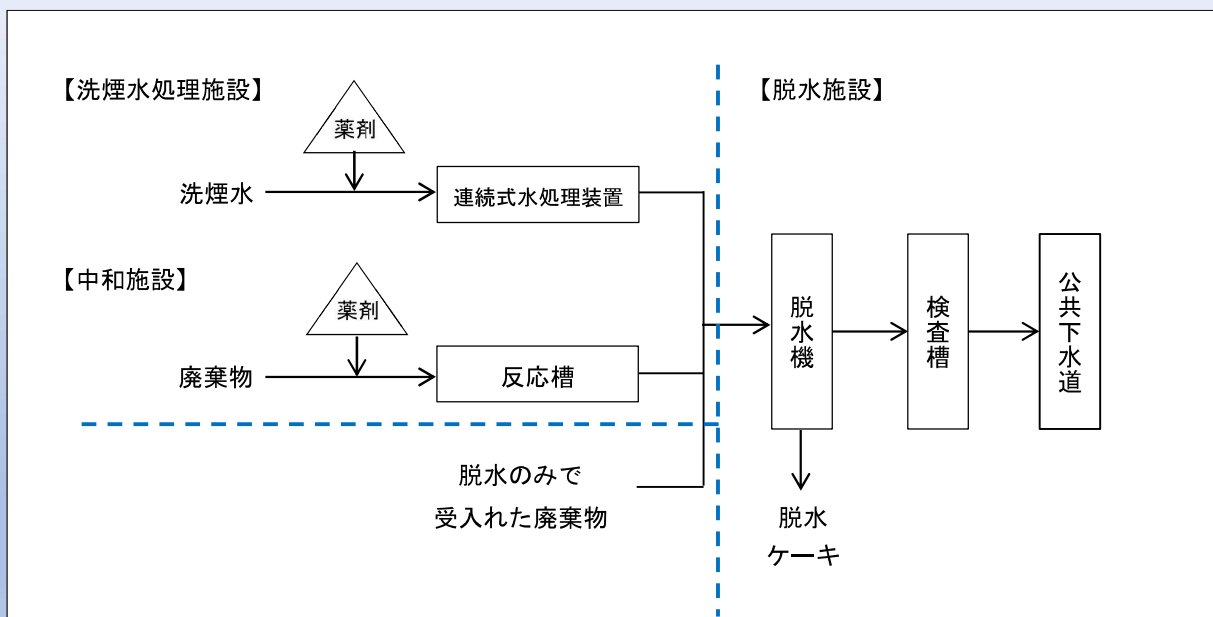
※数値については、現在の計画値となります。今後の行政協議等により、変更となる可能性があります。

添付資料 p13, 14, 20 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

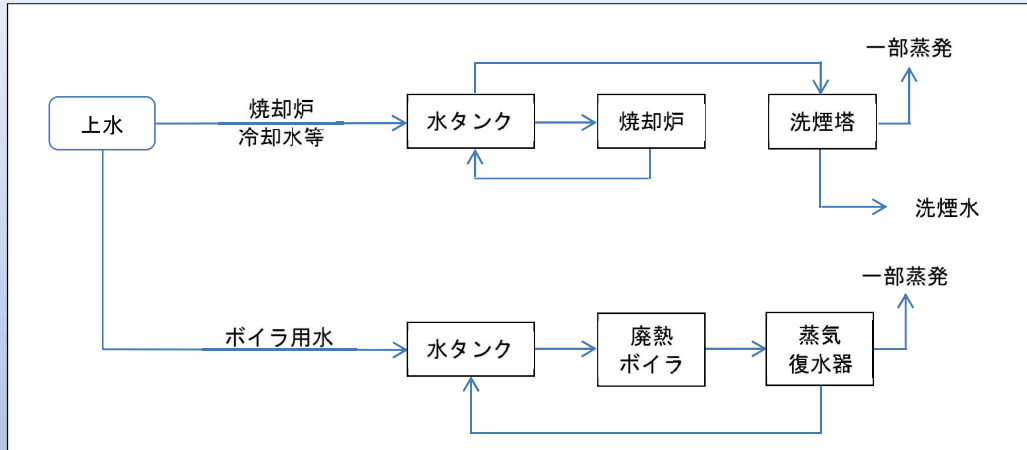
焼却施設の処理工程フロー



その他施設の処理工程フロー



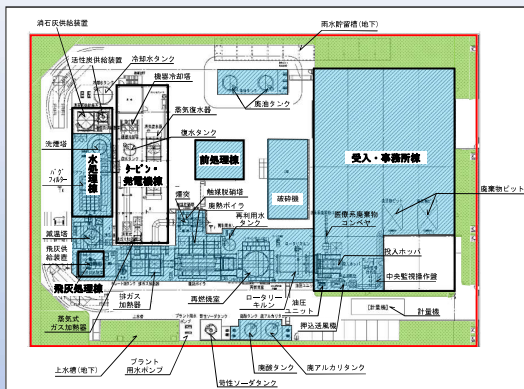
水利用計画



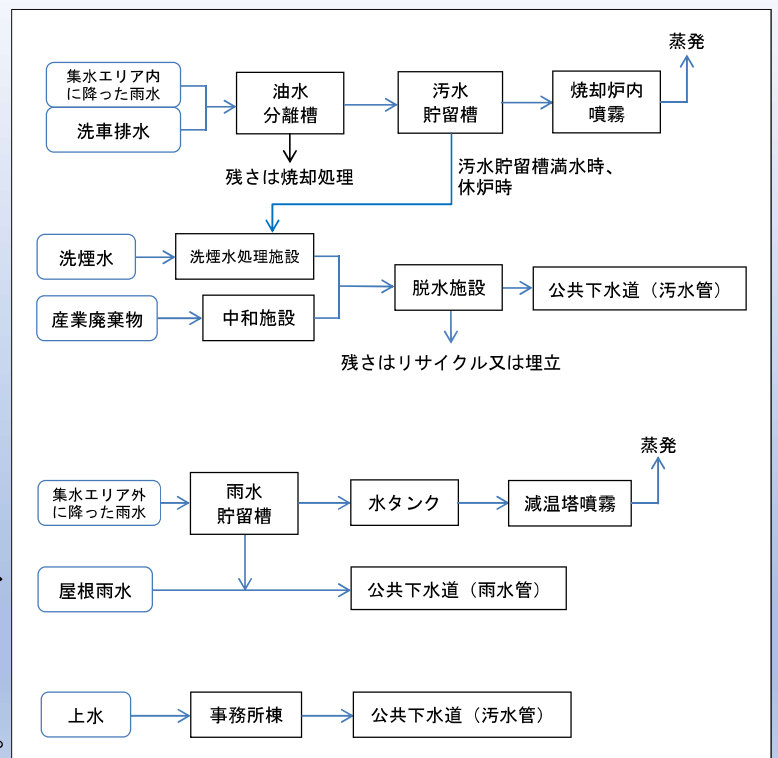
- 焼却施設で利用する **機器冷却水は再利用**し、洗煙塔に補給する水は **循環使用後に洗煙水として排出**します。
- ボイラ用水は **蒸気復水器で回収し、再利用**します。

添付資料 p21, 22 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

水利用計画



- 集水エリア内に降った雨水（屋根雨水は除く）・洗車排水は **焼却炉内に噴霧し、蒸発させます。**
- 洗煙水・受け入れた産業廃棄物は、適切な処理を行い、脱水施設を経て公共下水道に放流します。
- 集水エリア外に降った雨水は貯留し、**減温塔噴霧水として再利用**、又は屋根雨水と同様に公共下水道へ放流します。
- 事務所棟からの生活排水は、公共下水道に放流します。



添付資料 p21～23 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

現工場と新工場の排出量、ガス濃度について

項目	単位	現工場				新工場			
		処理前 (設計値)	処理後 (管理値)	規制値 上：大防法 下：市条例	実測値	処理前 (設計値)	処理後 (管理値)	規制値(予定) 上：大防法 下：市条例	
乾きガス量	Nm ³ /h	9,358		—	—	42,000		—	
湿りガス量	Nm ³ /h	11,882		—	—	53,000		—	
窒素酸化物 (酸素12%換算濃度)	ppm	—	100	$\frac{250}{-/-}$	51	164	60	$\frac{250}{-/76}$	
ばいじん (酸素12%換算濃度)	g/Nm ³	1.2	0.04	$\frac{0.15}{0.15/-}$	<0.003	5	0.02	$\frac{0.04}{0.04/0.02}$	
塩化水素 (酸素12%換算濃度)	mg/Nm ³	440	50	$\frac{700}{50/-}$	2.3	800	20	$\frac{700}{50/38}$	
硫酸酸化物 (酸素12%換算濃度)	ppm	144	50	$\frac{360}{220/-}$	0.2	259	20	$\frac{174}{48/52}$	
ダイオキシン類 (酸素12%換算濃度)	ng- TEQ/Nm ³	—	0.8	$\frac{10}{10/-}$	0.027	—	0.1	$\frac{0.1}{0.1}$	
水銀 (酸素12%換算濃度)	μg/Nm ³	—	50	$\frac{50}{-/-}$	4.5	—	30	$\frac{30}{-}$	
煙突高さ		57.5m				59m			
焼却炉の種類		ロータリーキルン				ロータリーキルン			
ボイラの種類		廃熱ボイラ				廃熱ボイラ			
処理 ガス 設備	排ガス冷却設備	急冷塔				減温塔			
	集塵方式	湿式電気集塵機				バグフィルター			
	脱硝設備	洗煙塔				洗煙塔			
	脱硝設備	—				触媒脱硝塔			

現工場における窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、硫酸酸化物、ダイオキシン類、水銀の実測値は、管理値よりも十分に低い値であり、**新工場では現工場より低い管理値での運用を計画することにより、ばい煙の排出量の抑制に努めます。**

- 注)
- ・大防法：大気汚染防止法
 - ・市条例：横浜市生活環境の保全等に関する条例（排煙に関する規制基準）
 - ・窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、硫酸酸化物の規制値
大防法
市条例(許容限度)/市条例(粒子状物質の許容限度)
 - ・ダイオキシン類の規制値上段は、ダイオキシン類対策特別措置法に定める排出基準
 - ・現工場の実測値は2022年6月23日及び2022年9月15日のデータを使用(項目により高い方の値を記載)

取り扱う廃棄物の計画内容

	産業廃棄物	特別管理産業廃棄物
焼却施設	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類、紙くず、木くず 動植物性残さ、ゴムくず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 銻さい、ばいじん、がれき類、政令13号廃棄物	燃え殻、汚泥、廃油 廃酸、廃アルカリ 銻さい、ばいじん 感染性産業廃棄物
破碎施設 (焼却前処理)	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 紙くず、木くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず がれき類	汚泥、廃油、廃酸 廃アルカリ
中和施設	汚泥、廃酸、廃アルカリ	汚泥、廃酸、廃アルカリ
脱水施設	汚泥	

- ・焼却、中和、脱水施設では、**一般廃棄物**も取り扱う計画としています。

廃棄物の受入れと保管

施設・廃棄物	事故の種類	事故防止対策など
受入ピット	液体廃棄物・異物の混入	搬入業者に対する事前指導の実施 廃棄物投入時における必要に応じた展開検査の実施
	液体廃棄物の地下浸透	ピット(GL-4~5m)は防水構造とし、年1回の目視検査の実施
保管タンク (液体廃棄物(廃油・ 廃酸・廃アルカリ)、 薬品(苛性ソーダ))	漏洩	タンクの材質 廃油：一般構造用圧延鋼材 廃酸・廃アルカリ：ポリエチレン 防油堤・防液堤の設置、床や堤はコンクリート構造 毎朝、日常点検を実施
	浸水	タンクをGL+0.8m以上の高さに設置
個別の容器 (液体廃棄物)	転倒	前処理施設や受入・事務所棟内のGL高さに保管 ドラム缶は2段積み、一斗缶はラッピング
	地下浸透・漏洩	保管場所の床面はコンクリート構造 地下浸透禁止物質の保管場所は、樹脂コーティング、ステンレス製板、防液堤、側溝、溜柵を設置、さらに建屋出入口にも側溝、溜柵(漏出センサー付)、乾燥砂、油吸着マット等を設置 毎朝、日常点検を実施

- ・ 最大保管量：1日当たりの各施設処理能力の14倍を超えない数量

添付資料 p20, 21 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

17

液状化についての検討

○計画地の東側には護岸があることから、側方流動を考慮した上で液状化の可能性を検証しました。

- ・ 計画地東側の護岸は、2019年の台風15号と同クラスの台風が襲来しても、高波による被害を防止できるよう護岸の嵩上げが行われました。
- ・ 計画地は平地であり、地層にも傾斜は認められません。
- ・ 建物の基礎は、支持層まで基礎杭を打設することから、液状化が想定されるGL-7.5~15.5m前後の砂層に、建物による偏荷重が掛かることはありません。
- ・ 液状化の起こる砂層がGL-7.5m以下と比較的、深い場所にあることから、液状化による噴砂が発生する可能性は低いと考えられます。

今後、標準貫入試験を実施し、

- ①支持層の層厚8m確認
 - ②既存柱状図から判断し、GL-5m程度のN値0のシルト層のLLT算定、圧密沈下の検討、GL-7.5m以下の砂層の液状化の検討(2箇所)
 - ③砂層の液状化に伴う側方流動の検討
- した上で、必要と判断された場合には、対策を講じるものとします。

添付資料 p資31 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

18

事業スケジュール計画

- 本事業は、横浜市環境影響評価条例の手続きや、関係行政との協議等、手続き完了後に着工します。

○解体・建設・プラント工事
令和6年（2024年）～令和8年（2026年）

○竣工・供用開始予定
令和8年（2026年）

2. 地域の概況及び地域特性

地形、地質、地盤の状況



- 計画地は旧水部の埋立地に位置しており、標高が約4mの平坦な地形となっています。

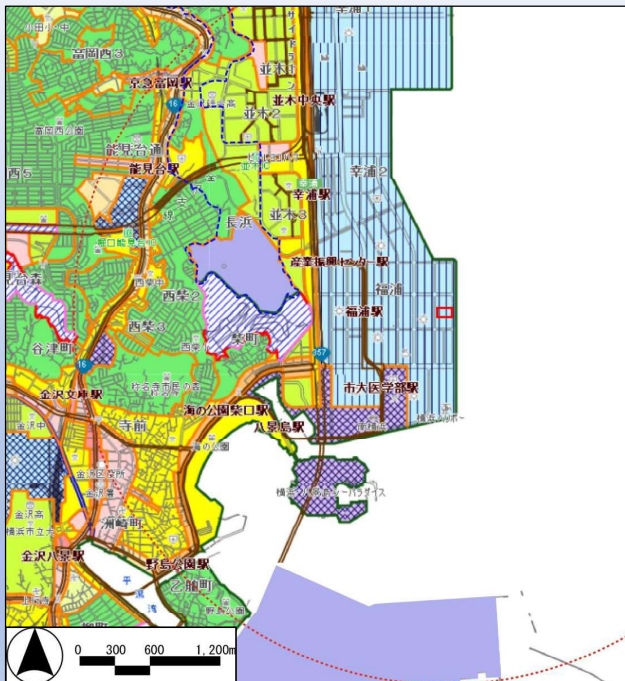
凡 例	
□ 計画地 (人口地形)	----- 調査対象地域 (自然地形)
▨ 宅地等	■ 山地斜面等
▤ 盛土地	■ 麓斜面及び崖錐
▥ 埋立地	■ 砂礫台地 (完新世段丘)
▧ 切土地	■ ローム台地 (更新世段丘)
▩ 人口水面	■ 谷底低地
	■ 三角州・海岸低地
	■ 砂州・砂堆 (礫州・礫堆)
	■ 現水地
	■ 旧水部

地形の状況

添付資料 p34, 44 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

21

土地利用の状況



- 計画地及びその周辺は、そのほとんどが工業地域に指定されています。
- 最も近い住居までは1km以上離れています。

凡 例	
□ 計画地	----- 調査対象地域
■ 第1種低層住居専用地域	■ 商業地域 (第7種高度地区)
■ 第2種低層住居専用地域	■ 準工業地域
■ 第1種中高層住居専用地域	■ 準工業地域 (第5種高度地区)
■ 第2種中高層住居専用地域	■ 工業地域 (第6種高度地区)
■ 第1種住居地域	■ 工業地域 (第7種高度地区)
■ 第2種住居地域	■ 工業専用地域
■ 準住居地域	■ 市街化調整区域
■ 近隣商業地域	■ 風致地区

用途地域の指定状況

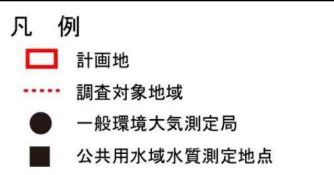
添付資料 p35, 49 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

22

公害等の状況（大気汚染・水質汚濁）



- 調査対象地域内には、計画地北西側に一般環境大気測定局である金沢区長浜測定局が、計画地北側と南側の海域に公共用水域水質測定地点である富岡沖と平潟湾沖があります。



測定局等の位置図

添付資料 p35, 36, 46 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。 23

3. 第2分類事業判定届出について

第2分類事業判定届出について

●概要

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

ア	大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域
イ	学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域
ウ	自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

第2分類事業判定届出について

●概要

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

ア	首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
イ	都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域
ウ	都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域
エ	森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域
オ	農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域
カ	緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地
キ	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域
ク	文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物
ケ	神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物
コ	横浜市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準に対する考え方

- ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

<地形>

計画地は標高4mほどの平坦な埋立地に立地しており、東側は道路を挟んで東京湾に面しています。海岸線は、南北に伸びた直線状の護岸となっており、海水が滞留するような入り組んだ地形は、計画地周辺には存在しません。また調査対象地域内に、主要な河川は存在しません。



凡 例	
□ 計画地 (人口地形) 調査対象地域 (自然地形)
▨ 宅地等	■ 山地斜面等
▨ 盛土地	■ 麓斜面及び崖錐
▨ 埋立地	■ 砂礫台地 (完新世段丘)
▨ 切土地	■ ローム台地 (更新世段丘)
▨ 人口水面	■ 谷底低地
	■ 三角州・海岸低地
	■ 砂州・砂堆 (礫州・礫堆)
	■ 現水地
	■ 旧水部

地形の状況

添付資料 p37, 44

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。 27

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準に対する考え方

- ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

<気象>

計画地に最も近い一般環境大気測定局である金沢区長浜測定局における令和4年の最多風向は北東、風速0.4m/s以下の静穏率は1.8%となっています。

<大気質>

金沢区長浜測定局の測定結果によると、平成29年度～令和3年度において二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質は、環境基準に適合していましたが、光化学オキシダントのみ全年度で環境基準に不適合となっていました。また、令和元年度においてダイオキシン類は環境基準に適合していません。

金沢区長浜測定局の大気質調査結果は、横浜市内の他測定局における調査結果とほぼ同様の値を示していました。

計画地の立地する埋立地は平坦であり、東側が東京湾に面していることに加え、周辺に風を遮るような大規模な構造物や地形等は存在しません。

従って、計画地付近は大気汚染物質の滞留しやすい気象条件を有する地域ではないと考えられます。

添付資料 p37, 47

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。 28

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準に対する考え方

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

<水質>

調査対象地域においては、公共用水域水質測定地点として富岡沖と平潟湾沖で調査が実施されており、平成29年度～令和3年度の測定結果では、両地点で化学的酸素要求量(COD)の環境基準不適合が、平潟湾沖で全りん(T-P)の環境基準不適合が認められています。全窒素(T-N)は、両地点とも全ての年度で環境基準に適合していました。

令和2年度に富岡湾沖で実施されたダイオキシン類の調査結果では、水質、底質ともに環境基準に適合していました。

計画地の東側は、護岸により直線的な海岸線を形成しており、海水の流れを妨げるような地形ではないものの、閉鎖性海域である東京湾内に位置していることから、計画地周辺の海域も閉鎖性の高い海域であると考えられます。

以上より、計画地周辺は大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域ではない一方、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域ではあるものの、計画地から発生する排水は公共下水道へ排出する計画であり、かつ液体廃棄物の漏洩防止対策も実施することから、本事業計画の実施による大気質、水質への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

計画地及びその周辺の用途地域は工業地域であり、リサイクル工場等の事業所が立地しています。最寄りの住居は、国道357号をはさんだ西側にある柴町の住宅地であり、計画地からは1km以上離れています。



凡例

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 計画地 ■ 第1種低層住居専用地域 ■ 第2種低層住居専用地域 ■ 第1種中高層住居専用地域 ■ 第2種中高層住居専用地域 ■ 第1種住居地域 ■ 第2種住居地域 ■ 準住居地域 ■ 近隣商業地域 | <ul style="list-style-type: none"> ⋯ 調査対象地域 ■ 商業地域(第7種高度地区) ■ 準工業地域 ■ 準工業地域(第5種高度地区) ■ 工業地域(第6種高度地区) ■ 工業地域(第7種高度地区) ■ 工業専用地域 /// 市街化調整区域 --- 風致地区 |
|--|--|

用途地域の指定の状況

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

計画地の南西約0.8kmの位置に横浜市立大学医学部、横浜市立大学附属病院及び浦舟特別支援学校（市大附属病院院内）がある他、北西約1.5kmの位置に、し の の め 並木保育園、並木第四小学校があります。



番号	区分	施設名
11	保育園・幼稚園	し の の め 並木保育園
26	小学校・中学校	並木中学校
27		並木第四小学校
34	特別支援学校	浦舟特別支援学校市大附属病院 院内学級小・中学部
35	大学	横浜市立大学医学部
41	病院・診療所	横浜市立大学付属病院
71	障害者福祉施設	あおぞら

主な教育施設、福祉施設、病院等の状況

添付資料 p38, 50~53 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。 31

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

計画地の道路を挟んだ東側約10mの場所には、海岸線沿いに金沢水際線緑地が位置しています。当該緑地は、令和元年の台風第15号の高波により被災した後、護岸の復旧工事が進められ、令和5年4月に供用を開始しました。供用後は、多くの市民や釣り客の憩いの場となっています。



金沢水際線緑地を含む復旧された護岸の位置図

出典:

「横浜市記者発表資料 台風シーズンに備えて金沢区福浦・幸浦地区及び中区本牧地区の護岸の嵩上げが概成しました」
(港湾局建設第一課、第二課 令和2年8月)

添付資料 p38, 資34 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。 32

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<大気質>

本事業計画の実施に当たり、焼却施設には排ガス処理設備を設置し、中和施設には中和反応に伴い発生するガスを取り除くための湿式スクラバーを設置することに加えて、日常の運転管理や設備点検を確実に実施することにより、大気環境への影響低減について配慮します。

【大気質 長期平均濃度予測結果】

項目	最大着地濃度(A)		バックグラウンド濃度(B)	年平均値予測結果(A+B)	寄与率(A/A+B)×100	日平均値の年間98%値または2%除外値	環境基準等	
	出現距離	出現方向						
二酸化硫黄(ppm)	0.000044	700m	西南西	0.002	0.002044	2.1%	0.004	日平均値の2%除外値が0.04ppm以下
二酸化窒素(ppm)	0.000034	750m	西南西	0.012	0.012034	0.3%	0.030	日平均値の年間98%値が0.04~0.06ppmのゾーン内またはそれ以下
浮遊粒子状物質(mg/m ³)	0.000044	700m	西南西	0.015	0.015044	0.3%	0.039	日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下
水銀(μg-Hg/m ³)	0.000066	700m	西南西	0.0019	0.001966	3.3%	—	年平均値が0.04μg-Hg/m ³ 以下
ダイオキシン類(pg-TEQ/m ³)	0.000219	700m	西南西	0.011	0.011219	2.0%	—	年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下

※バックグラウンド濃度は、以下のとおりとしました。

- ・二酸化硫黄：金沢区長浜測定局における令和3年度の年平均値
- ・二酸化窒素：金沢区長浜測定局における令和3年度の年平均値
- ・浮遊粒子状物質：金沢区長浜測定局における令和3年度の年平均値
- ・水銀：中区本牧測定局における令和3年度の年平均値
- ・ダイオキシン類：金沢区長浜測定局における令和元年度の年平均値

※横浜市における二酸化窒素の環境目標値：0.04ppm

【大気質 短期平均濃度予測結果】

項目	単位	ケース				環境基準等
		大気安定度不安定時	上層逆転層発生時	逆転層崩壊時	ダウンウォッシュ時	
二酸化硫黄	ppm	0.0008	0.0016	0.0020	0.0003	0.1ppm以下
二酸化窒素	ppm	0.0023	0.0047	0.0060	0.0009	0.1~0.2ppm以下
浮遊粒子状物質	mg/m ³	0.0008	0.0016	0.0020	0.0003	0.20mg/m ³ 以下
塩化水素	ppm	0.0005	0.0009	0.0012	0.0002	0.02ppm以下

※環境基準等は、環境基準及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成18年9月」における目標環境濃度に準拠しました。

※大気安定度不安定時、上層逆転層発生時、ダウンウォッシュ時のケースについては、予測高さ1.5mと4.5mの2条件で予測を実施しましたが、予測結果は同値となりました。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

- イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<大気質>

大気の拡散計算(長期平均濃度、短期平均濃度)によると、いずれの項目も環境基準等に適合することが確認されました。

また、計画地の道路を挟んだ東側の金沢水際線緑地には、護岸上部に遊歩道が整備されていることから、短期平均濃度について通常の予測高さ1.5mのほか、護岸の高さ約3.0mを加えた4.5mでも予測を実施しましたが、予測結果は両条件ともに同値であり、いずれの項目も環境基準等に適合することが確認されました。

従って、本事業に伴う大気質への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<水質>

- ・ 事業計画において、焼却施設で利用する機器冷却水は再利用し、洗煙塔に補給する水は循環使用後に洗煙水として排出します。また、ボイラー用水は蒸気復水器で回収し、再利用します。
- ・ 焼却施設から発生した洗煙水は、洗煙水処理施設で中和・不溶化し、脱水施設を経て公共下水道（污水管）に放流します。
- ・ 受入れた産業廃棄物は、中和施設で適切な処理を行い、脱水施設を経て公共下水道（污水管）に放流します。
- ・ 集水エリア内に降った雨水（屋根雨水を除く）、洗車排水は焼却炉内に噴霧し、蒸発させます。また、休炉時や汚水貯留槽満水時には洗煙水処理施設にて適切な水処理を行い、公共下水道（污水管）に放流します。
- ・ 集水エリア外に降った雨水は貯留し、減温塔噴霧水として再利用、又は屋根雨水と同様に公共下水道（雨水管）へ放流します。
- ・ 事務所棟からの生活排水は、公共下水道（污水管）に放流します。

従って、本事業に伴う水質への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<騒音・振動>

本事業計画において焼却施設からの騒音・振動の発生が想定されますが、以下のような対策を講じた上で「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等に定める規制を遵守します。

- ・ 蒸気タービン、蒸気復水器ファン、送風機、ポンプ類には防音防振対策を講じます。
- ・ 誘引ファン、コンプレッサーや蒸気タービン、洗煙水処理施設、中和施設及び脱水施設は建屋内に設置し、周辺環境への騒音影響を低減します。
- ・ 屋外に設置する破碎機は密閉構造のため、騒音は低減されます。

また計画地の道路を挟んだ東側に位置する金沢水際線緑地に対しては、焼却施設で発生した騒音が、受入・事務所棟の建屋で遮蔽されることにより大幅に緩和されることが期待されます。

従って、本事業に伴う騒音・振動への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

- イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<土壌汚染>

- ・ 廃棄物保管場所の床面は、コンクリート構造とします。
- ・ 屋外に設置する液体廃棄物や薬品の保管タンクの周囲には、防油堤や防液堤を設置し、床や堤はコンクリート構造とすることで、堤外への漏洩を防止します。
- ・ 個別の容器で搬入された液体廃棄物は、ドラム缶や一斗缶に入れた状態で前処理棟や受入・事務所棟内に保管します。地下浸透禁止物質の保管場所はコンクリート構造の床面に、樹脂コーティングやステンレス製板などを設置するとともに周囲に防液堤、側溝、溜枳を設置して地下浸透を防止します。また、建屋出入口には側溝や溜枳を設けることで、液体廃棄物の漏洩時にも地下浸透や建屋外への漏出を防ぐ構造とします。さらに溜枳へのセンサー設置や乾燥砂・油吸着マット等を常備することで、漏洩時には迅速に対処する体制を構築します。
- ・ 計画地は、ほう素及びその化合物を使用していた経緯があることから、工事着工前に調査を実施し、土壌汚染が判明した場合には、汚染土壌を掘削除去し、区域外の処理場に搬入して処理を行うとともに、基準適合土壌等で埋め戻します。

従って、本事業に伴う土壌への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

- イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<悪臭>

- ・ 焼却施設においては、受入・事務所棟や前処理棟から燃焼空気を供給することにより、建屋内を負圧管理するため、建屋外への悪臭の流出を防止します。
- ・ 破碎機は屋外設置ですが、密閉構造のため、悪臭は漏洩しません。
- ・ 中和施設は、設備を建屋内に設置し、中和反応に伴い発生するガスを、湿式スクラバーで処理することにより、悪臭の発生を抑制します。

従って、本事業に伴う悪臭への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

- イ 学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

<景観>

本事業計画においては、高さ59mの煙突を新設する計画としていますが、受入・事務所棟と併せ周辺環境と調和するような形状、色彩を検討します。

また敷地境界付近の四方には緑地を設け、郷土種を中心とした植栽を行うことで、計画地の道路を挟んだ東側に位置する金沢水際線緑地からの眺望に配慮した景観を計画します。

従って、本事業に伴う景観への著しい影響はないと考えられます。

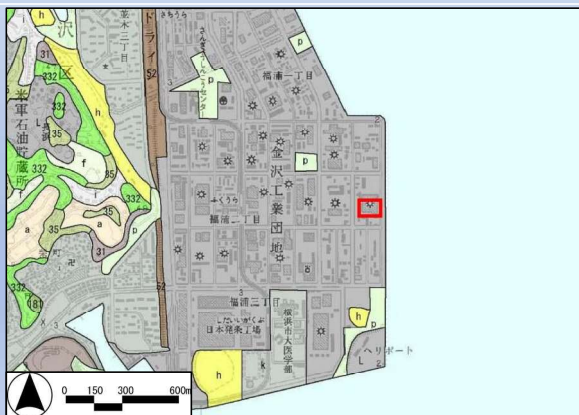
以上より、学校、病院、住居が集合している地域、その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域への著しい影響はないと考えられます。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(1)の判定基準

- ウ 自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地

計画地の西側約1kmまでは、埋立地に立地した工業地帯であり、残存・植栽樹群を持った公園、墓地等が点在している他、自然植生は存在せず、また「第1回～第7回 自然環境保全基礎調査（昭和48年～平成22年実施 環境庁（環境省）」によれば、計画地及びその周辺において、貴重な植物及び動物種は報告されていないことから、計画地周辺は自然度が高い植生の地域又は野生生物の重要な生息地若しくは生育地となっていません。



凡例

■ 計画地	● 調査対象地域
■ 15 ヤブコウジースダシ群集	■ 52 その他植林
■ 16 ホソバカナワラビースダシ群集	■ h ゴルフ場・芝地
■ 181 イノデータフノキ群集	■ f 路傍・空地雑草群落
■ 22 ケヤキ群落 (VI)	■ a 畑雑草群落
■ 30 マサキートベラ群集	■ k 市街地
■ 31 シイ・カシ二次林	■ i 緑の多い住宅地
■ 332 オニシバリコナラ群集	■ p 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
■ 35 アカメガシワ・カラスザンショウ群落	■ L 工場地帯
■ 38 低木群落	■ m 造成地
■ 50 クロマツ植林	■ w 開放水域

現存植生図

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

- ア 首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域
調査対象地域には「近郊緑地保全区域」や「近郊緑地特別保全地区」は存在しません。

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

- イ 都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区の区域

計画地の北西側には、特別緑地保全地区（柴・長浜特別緑地保全地区）が指定されていますが、計画地からは1km以上離れていることから、本事業により相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられます。



- 凡例
- 計画地
 - 調査対象地域
 - 特別緑地保全地区

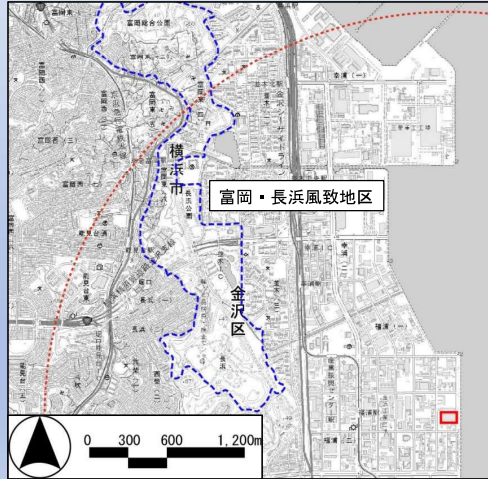
特別緑地保全地区の状況

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

ウ 都市計画法第8条第1項第7号の規定により定められた風致地区の区域

計画地の北西側には、風致地区（富岡・長浜風致地区）が指定されていますが、計画地からは1km以上離れていることから、**本事業により相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられます。**



凡例
□ 計画地
..... 調査対象地域
--- 風致地区

風致地区の状況

添付資料 p42, 56 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

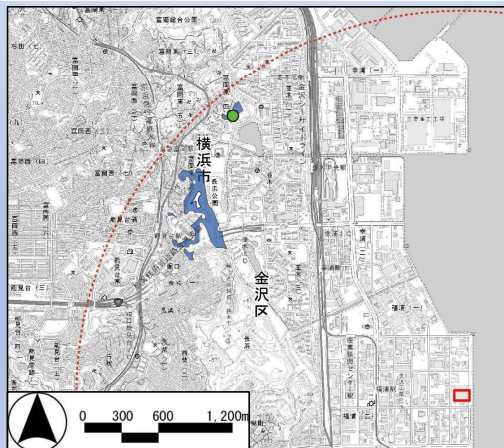
45

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

エ 森林法第5条第2項第1号の規定により定められた森林の区域

調査対象地域には、計画地の北西側に森林法に基づき「神奈川地域森林計画」及び「横浜市森林整備計画」により指定された「地域森林計画対象民有林」が存在しており、横浜市天然記念物の富岡八幡宮の社叢林も含まれていますが、計画地からは2km以上離れていることから、**本事業により相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられます。**



凡例
□ 計画地
..... 調査対象地域
■ 地域森林計画対象民有林
● 富岡八幡宮の社叢林

森林等の状況

添付資料 p42, 60 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

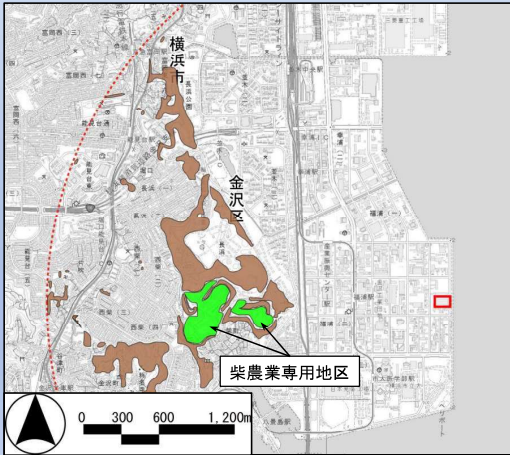
46

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

オ 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の規定により定められた農用地等として利用すべき土地の区域

金沢区内で唯一の農業振興地域である「柴農業専用地区」が計画地の西側にありますが、計画地から1km以上離れていることから、**本事業により相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられます。**



自然的土地利用の状況

添付資料 p42, 61

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

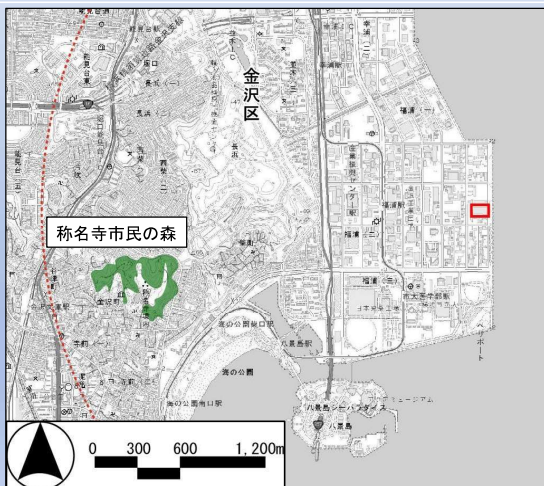
47

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

カ 緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地

調査対象地域には、緑の環境をつくり育てる条例第7条第1項の規定により指定された保存すべき緑地として「称名寺市民の森」が指定されていますが、計画地から2km以上離れていることから、**本事業により相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられます。**



保全すべき緑地の状況

添付資料 p42, 56

この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。

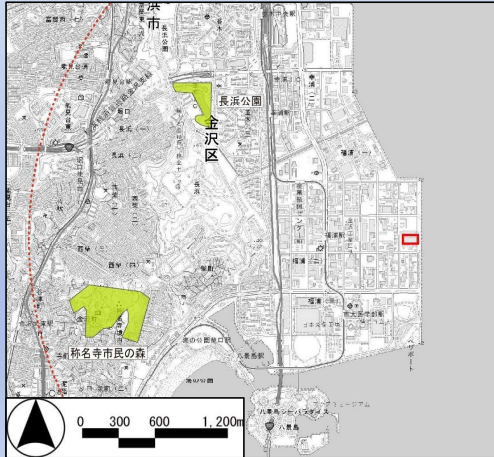
48

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

キ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

調査対象地域では、長浜公園及び称名寺市民の森が鳥獣保護区に指定されていますが、いずれも計画地から約2km以上離れていることから、本事業により相当程度の環境影響を及ぼすおそれはないと考えられます。



凡例
 □ 計画地
 調査対象地域
 ■ 鳥獣保護区

鳥獣保護区位置図

添付資料 p42, 62 この資料は「三友プラントサービス株式会社 横浜BAY工場プロジェクト 第2分類事業判定届出書 添付資料」の内容を抜粋したものです。 49

第2分類事業判定届出について

横浜市環境影響評価条例施行規則第15条第1項(2)の判定基準

ク 文化財保護法第27条第1項の規定により指定された重要文化財（建造物に限る。）又は同法第109条第1項の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物

ケ 神奈川県文化財保護条例第4条第1項の規定により指定された神奈川県指定重要文化財（建造物に限る。）又は同条例第31条第1項の規定により指定された神奈川県指定史跡、神奈川県指定名勝若しくは神奈川県指定天然記念物

コ 横浜市文化財保護条例第6条第1項の規定により指定された横浜市指定有形文化財（建造物に限る。）又は同条例第40条第1項の規定により指定された横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物

<文化財>

調査対象地域には、文化財保護法や条例により指定された史跡や建造物が複数、存在しますが、本事業による直接的な改変はありません。また最も近い文化財(国の登録有形文化財)である金澤園でも、計画地より約1.9km離れていることから、工事中も含め、本事業計画の実施による影響はないものと考えられます。

ご清聴ありがとうございました。